

労働者派遣法第 30 条の 4 条第 1 項の規定に基づく労使協定

株式会社アクト関西（以下「会社」という）と従業員の過半数代表者は、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に関し、次のとおり協定する。

記

第 1 条 本協定は、会社の従業員のうち、すべての派遣労働者（以下「対象従業員」という。）に適用する。

2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。

3 会社は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

第 2 条 対象従業員の賃金は、基本給、通勤手当、時間外割増賃金、深夜・休日割増賃金、とする。

第 3 条 対象従業員の基本給の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 1 の「2 地域調整後の一般基本給・賞与等」のとおりとする。

（1）比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和 7 年 8 月 25 日職発 0825 第 1 号「令和 8 年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通達」という。）に定める「令和 8 年賃金構造基本統計調査による職種別平均賃金（時給換算）」（別添 1）の「1321 販売店員」とする。

（2）通勤手当については、基本給・賞与・手当等とは分離し実費支給とし、第 6 条のとおりとする。

（3）地域調整については、通達別添 3「令和 8 年度職業安定業務統計による地域指数」に定める派遣先の事業所所在地に対応する「都道府県別地域指数」を用いるものとする。

（4）別表 1 に記載する以外の都道府県に所在する派遣先への派遣、あるいは別表 1 に記載する以外の職種についての派遣の必要が生じたときは、それぞれ、通達別添 3 の「令和 8 年度職業安定業務統計による地域指数」に定める「都道府県別地域指数」及び別添 1 の「令和 8 年賃金構造基本統計調査による職種別平均賃金（時給換算）」を参照する。

第 4 条 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 2 のとおりとし、賞与は支給しない。

(1) 別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること

(2) 別表 2 の各等級の職務と別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること

A ランク：10 年

B ランク：2 年

C ランク：0 年

(3) 地域調整については、通達別添 3 に定める派遣先の事業所所在地に対応する「都道府県別地域指数」を用いるものとする。

2 対象従業員について半期ごとに面談をして勤務評価をおこなう。経験の蓄積・能力の向上があると認めた場合には、その程度に応じて基本給額を昇給させることとする。

第 5 条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、派遣従業員就業規則第 26 条に準じて、法律の定めに従って支給する。

第 6 条 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。

第 7 条 対象従業員に対して、別表 1 の「2 地域調整後の一般基本給・賞与等」の額の 5 % の額を前払い退職金として支給する。

第 8 条 教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と不合理な相違が生じることのないように配慮しておこなう。

第 9 条 労働者派遣法第 30 条の 2 に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき「キャリア形成支援制度に関する計画書（様式第 3 号-2）」に従って、着実に実施する。

第 10 条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

第 11 条 この協定の有効期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

令和 8 年 3 月 日

株式会社アクト関西 代表取締役 増田 修一 印

従業員代表 印